二　利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。

三　この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。

2　法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二の四第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。

（変更の登録）

第六十八条の十四　法第三十五条の二の十二第一項の規定による変更の登録の申請は、様式第十五の四による申請書を提出してしなければならない。　［新設］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三十五条の二の九第一項第四号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に関する社内規則等

二　法第三十五条の二の九第一項第五号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織図

3　前条第一項の規定は法第三十五条の二の十二第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準に、前条第二項の規定は法第三十五条の二の十二第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準に準用する。

（変更の届出）

第六十八条の十五　法第三十五条の二の十三第一項の届出は、様式第十五の五による届出書を提出してしなければならない。　［新設］

2　法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第二項本文の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　その変更に係る事項を証する書類

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十八条の九第二項第十号に掲げる書面（法第三十五条の二の十一第一項第六号に係るものに限る。）

3　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（処分の公示）

第六十八条の十六　第六十八条の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十四条の四の規定による公示に準用する。　［新設］

（廃止の届出）

第六十八条の十七　第六十八条の二の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出に準用する。　［新設］